

令和7年度清酒製造業者連携輸出事業委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度清酒製造業者連携輸出事業

2 委託業務の目的

日本酒は秋田県（以下「県」という。）の輸出額の6割以上を占める主要輸出商材であるが、中国需要の減退もあり、輸出額が落ち込んでいる。輸出を行うには、海外市場のニーズ把握や輸送業者の手配等が求められるほか、輸出先の流通・商習慣の知識等も必要となるため、県内清酒製造業者（以下「酒蔵」という。）が輸出に取り組むためには一定のハードルがある。

生産ロットや営業人材不足等を課題に単独での海外展開が困難な酒蔵が、連携して輸出に取り組むことで、海外への販路拡大を実現することを目的とする。

3 対象国

香港などの日本酒輸出の有望なアジアの国・地域を想定

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

※本事業は、令和7年度から令和8年度までの2年間を事業期間として、輸出実績の創出及び事業者の自走に向けた体制整備を行うことを想定しているが、予算の確保が確約されているものではない。

5 委託業務の内容

対象国への販路開拓のため、次の（１）（２）の業務を実施し、参加する酒蔵の輸出支援を行うこと。なお、業務の円滑化を図るため、デジタルツールを活用すること。

営業先は、対象国の「インポーター」又は「ディストリビューター（小売店・飲食店等）」（以下「バイヤー等」という。）を対象とし、参加する酒蔵の意向を確認した上で対応すること。

（１）酒蔵に対する輸出伴走

① 酒蔵の輸出戦略の策定

- ・参加する酒蔵（5社程度を想定）の商品の特徴を丁寧にヒアリングした上で、令和8年2月までの輸出戦略を策定すること。
- ・現地の輸出規制やニーズ等に関し、酒蔵から問合せがあった場合は、速やかに対応し、適切なコンサルティング支援を行うこと。なお、問合せへの対応方法等については、提案によるものとする。
- ・商品の販売価格は、適切な価格に設定し、今後の輸出継続に繋がるようサポートすること。
- ・本事業終了後も酒蔵が輸出を継続できるよう、個々の取組状況に応じた助言に努めること。

② 営業代行

- ・酒蔵の代わりに、対象国のバイヤー等に対して営業を行うこと。
- ・酒蔵及び県にセールスの進捗状況を適宜共有すること。共有方法及び体制については、提案によるものとする。
- ・商談用に、商談資料を作成すること。作成した資料は酒蔵及び県に提供し、本事業終了後も酒蔵等が適宜加工の上、活用できるようにすること。

③ バイヤー等との商談機会の提供

- ・契約期間中、参加酒蔵 1 社あたり 1 回以上の商談機会を提供すること。なお、商談機会の提供方法については提案によるものとする。
- ・主催又は他催の商談会等の機会を想定する場合は、その予定期間を明示すること。

④ 取引の伴走支援（③において酒蔵が取引に至った場合）

- ・一連の売買取引（契約、商品輸送、代金決済・売上債権回収等を含む）が完了するまで、酒蔵への伴走支援を実施すること。
- ・現地の物流手配や必要書類の作成（原産地証明書、インボイス、パッキングリスト等）のサポートを行うこと。
- ・必要に応じて、商談の通訳や電子メール等の翻訳を行うこと。

⑤ その他

- ・上記①～④の業務開始前に、本事業の取組内容やスケジュール、目標を県と協議の上、決定すること。
- ・その他、本業務の実施に係る付帯事務一式を行うこと。

（2）独自提案

（1）に加え、これから輸出に取り組もうとする酒蔵にとって有用と考えられる効果的な支援策を提案すること。

6 業務実施体制及び運営管理について

受託者は、事業を適切に実施するため、県と調整を行い、業務全体を管理する責任者を配置すること。また、運営にあたり、以下の管理を徹底すること。

（1）主任者の選任

円滑な業務遂行のため、本業務を統括し県との調整を行う主任者を置くこと。主任者は、組織内の管理職又はそれと同等の立場にある者とする。原則、主任者は委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に相談の上、変更すること。

（2）県との連絡調整

業務遂行に際し、県と適宜打合せするなど綿密な調整を行い、必要に応じて随時報告すること。

（3）問合せ等への対応

参加する酒蔵からの問合せ等に対応できる体制を整えること。

（4）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告し、解決に向けて誠意ある対応をすること。

（5）成果物等の取扱い

- ・本業務において県に提出した成果物や資料、レポート等の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、その他一切の権利は県に帰属し、受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権を行使できないものとする。
- ・成果物のうち、受託者が以前から著作権を有する著作物については、受託者はこれらの著作物を利用するために必要な許諾を県に与えるものとし、第三者が以前から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から県への利用許諾を得るものとする。
- ・受託者は、本業務遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。

7 県への報告

(1) 定期報告

月 1 回程度、業務の実施状況を県に報告すること。なお、報告方法は、県と別途協議の上、決定する。報告内容は、本業務の実施報告のほか、以下についても報告するよう努めること。

- ・営業代行の回数や状況等のフィードバック
- ・その他支援を行った内容と効果
- ・酒蔵の強みや課題、今後のブランディング戦略への助言 等

(2) 委託業務終了後

委託業務終了後、県に対して次の書類を提出するものとする。

- ① 委託業務完了届
- ② 実施報告書

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(5) その他

- ・本業務の実施にあたり、輸出先の規制を遵守して実施すること。なお、それらに反した場合、受託者が一切の責任において処理すること。
- ・本事業の実施にあたり必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- ・受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議すること。
- ・本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- ・本事業において商品に関するトラブルが発生した場合は、参加事業者及び受託者が責任をもって対処すること。
- ・その他、本仕様に定めのない事項については、県と協議し対応を決定する。